

令和6年度 八頭町水質検査計画



八頭町 町章

水質検査は、水道水の安全性を確認するための重要な手段であり、水道管理において基本となるものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目や検査回数・検査地点等を定めたものです。

《水質検査計画の内容》

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査を行う場所・項目及び検査頻度
4. 水質検査機関
5. 水質検査結果の公表
6. 関係機関との連携

1. 基本方針

八頭町では、使用者から信頼され、安心してお使い頂ける水道水をお届けするため、本計画を策定しました。これにより、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保し、検査結果を次年度の水質検査計画に反映していきたいと考えています。

2. 水道事業の概要

八頭町には 17 の簡易水道、1 の飲料水供給施設、29 の水源があり、滅菌等の処理をして使用者にお届けしています。

表1 八頭町簡易水道状況

水道施設の名称	給水区域
姫路飲料水供給施設	姫路
明 辺 簡 易 水 道	明辺
山 志 谷 簡 易 水 道	山志谷
落岩・麻生簡易水道	落岩・麻生
福地・野町簡易水道	福地・野町
郡家第 1 簡易水道	郡家・井古・稲荷・奥谷・宮谷・下門尾・門尾・堀越・福本の一部・久能寺の一部
郡家第 2 簡易水道	久能寺の一部・万代寺・土師百井・石田百井・米岡・国中・福本の一部・下坂・山田・山路・上峰寺・下峰寺・山上・篠波・大坪・延命寺・別府・下津黒・上津黒・市場・覚王寺
大 御 門 簡 易 水 道	大門・花・郡家殿・市谷・西御門
船岡地区外簡易水道	船岡・坂田・下濃・破岩・上野・隼福・船岡殿・水口・塩上・橋本・下野・大江・隼郡家の一部・見槻中の一部
隼 簡 易 水 道	隼郡家・見槻中・西谷・見槻・志子部
福 井 簡 易 水 道	福井
八 東 簡 易 水 道	安井宿・新興寺・小別府・桜ヶ丘・横田・茂田・才代・東・岩渕・鍛冶屋・三山口・三浦・皆原・徳丸・重枝・北山・南の一部・富枝・志谷
日 下 部 簡 易 水 道	日下部
用 呂 簡 易 水 道	用呂
花 原 簡 易 水 道	花原
池 田 簡 易 水 道	池田
日 田 簡 易 水 道	日田
島 ・ 南 簡 易 水 道	島・南

八頭町の水道は、表流水と地下水の水源でまかなわれています。表流水は、山志谷上流、細見川を水源としています。また、地下水は、八東川とその支流の新興寺谷川・私都川に水源池を建設し、安全な飲料水に処理し、本町の配水池へ送られ、町内へ給水しています。

八頭町の給水状況は、以下のとおりです。

表2 給水状況

(令和5年3月31日現在)

行政区域内人口	15,963人
給水人口	15,736人
普及率	98.58%
年間給水量	1,854,103 m ³

3. 水質検査を行う場所・項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点 (図1参照)

① 浄水について

・水源毎に町内26箇所を設定しました。

② 原水について

・水源毎に町内27箇所を設定しました。

(2) 水質検査項目及び検査頻度

八頭町では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目と水質基準項目、また水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目について、水質検査を行います。

水質検査を行う頻度については、水道法の定めに従って、水源の種類、検査する項目の過去の検出状況などを考慮して決定します。

① 毎日検査項目 (3項目)

給水栓で毎日検査することが義務付けられている項目です。水源別に色・濁り・塩素による消毒効果(残留塩素)の検査を行います。

この検査は八頭町職員が行います。

表3 毎日検査項目

	項目	評価	検査地点	検査頻度
1	色	異常でないこと	水源毎に末端の給水栓から採水	1回/日
2	濁り	異常でないこと		
3	残留塩素	0.1mg/L以上		

② 水質基準項目 (51項目)

給水栓において、水道法に定められた水質基準値以下(別表1)で給水することが義務付けられている項目です。基準項目51項目を1回/年、消毒副生成物(12項目)を3回/年(志子部配水池、大江配水池は4回/年)、水質基準の基本的項目9項目を1回/月の頻度で検査を行い、その他水源別に設定した監視項目を3回/年の頻度で検査を行います。

③ 原水全項目 (39項目)

水源池において、水道法に定められた項目を1回/年行います。

表流水・伏流水・湧水または浅井戸を水源とし、水源の上流域やその周辺にし尿や下水、家畜の糞尿等を処理する施設がある場合、クリプトスポリジウム※の汚染の恐れがあることから、その指標菌とされる大腸菌と嫌気性芽胞菌についても同様に検査します。

※ クリプトスポリジウム… 人間や哺乳動物(ウシ・ウマ・イヌ等)の消化器官で増殖し、嘔吐、

下痢などの感染症をもたらす。この感染した動物の糞便に混じって環境中に排出され、経口摂取することにより被害が拡大する。耐塩素性の病原生物であり、除去にはろ過等の措置が必要となる。

④ 臨時の水質検査

次のような状況の発生により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、ただちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ・ 送・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他、特に必要があると認められるとき。

4. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、水質検査機関として厚生労働大臣の登録を受けた公益財団法人鳥取県保健事業団に委託します。

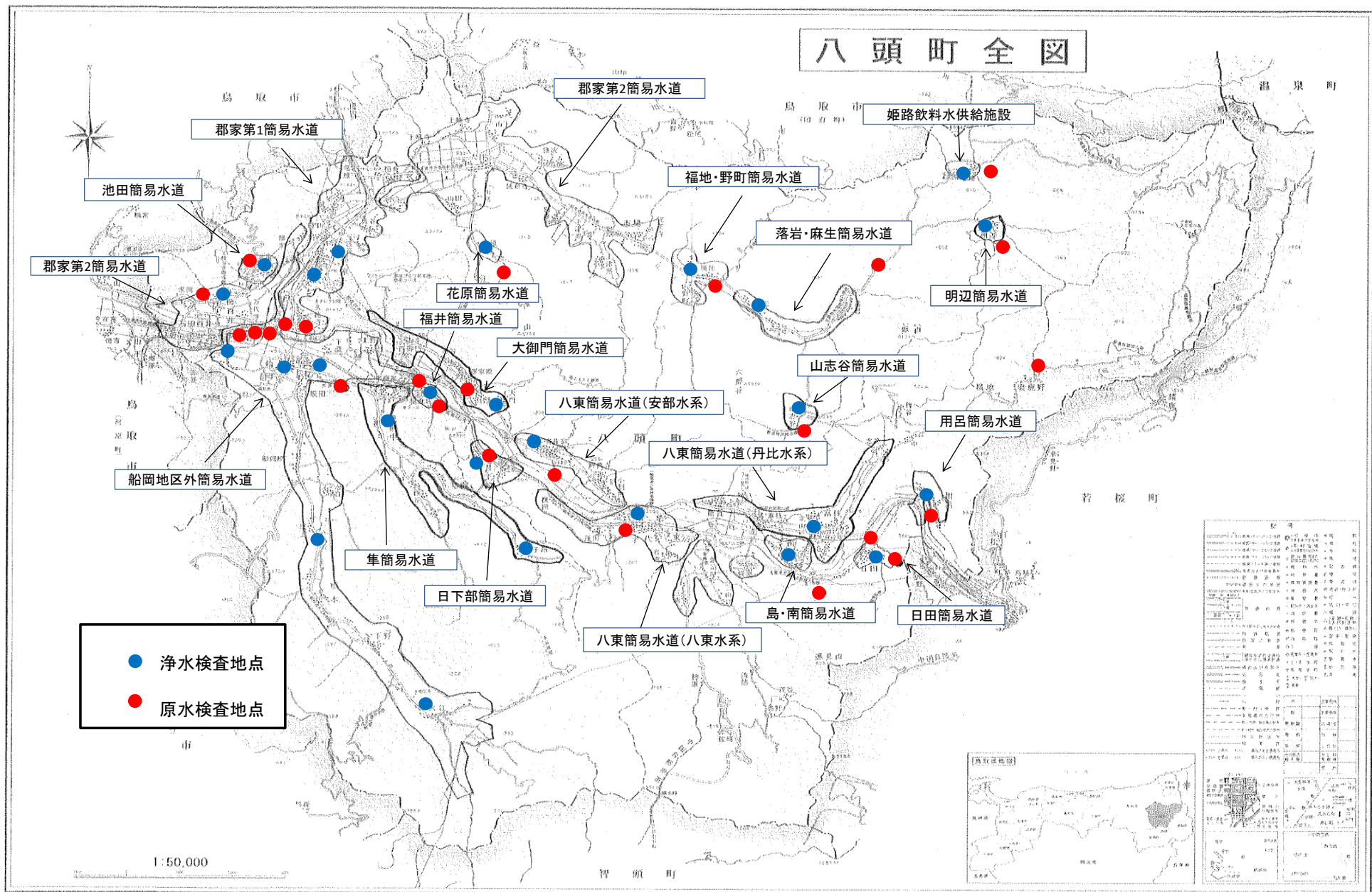
5. 水質検査結果の公表

水質検査計画は、八頭町ホームページ等で掲載します。水質検査結果においても、これと同様にホームページ等で公表します。

6. 関係機関との連携

八頭町において、水道水質に異常が発生、またはその恐れがある場合には、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課、公益財団法人鳥取県保健事業団等の関係機関と情報交換をするとともに、連携して迅速かつ適切な対策を講じます。

(図 1)



平成十七年十月作成

鳥取県八頭町役場

別表1 水質基準項目と水質基準(51項目)

水道法第4条の規定に基づく水質基準

	検 査 項 目	水 質 基 準		検 査 項 目	水 質 基 準
1	一般細菌	集落数が100個/ml以下	26	臭素酸	0.01mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	38	塩化物イオン	200mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	40	蒸発残留物	500mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
			42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45	フェノール類	0.005mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	51	濁度	2度以下